

情個審第 46 号

平成28年2月2日

茨城県知事 橋本 昌 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会

委員長 大和田 一雄

行政文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成26年3月27日付け長福諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「介護保険事業所指定取消関係文書等」不開示決定に係る異議申立事案

(情報公開諮問第166号)

(情報公開答申第145号)

## 第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、別表1の1、別表1の4及び別表1の6に掲げる文書並びに別表2から別表4までに掲げる文書中「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当であるが、その他の部分については、これを取り消し、開示すべきである。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 行政文書の開示請求

平成26年1月29日、異議申立人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の行政文書の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) 介護保険室の職員名及び職務経歴書（それに相当するもの）
- (2) 介護保険室の職務内容がわかる文書
- (3) 介護保険室職員が他の職務で委任、兼務を受けたことがわかる文書
- (4) 過去全ての介護サービス事業者の取消等処分時の処分説明書及び聴聞時の関係文書
- (5) 特定の介護サービス事業者が運営する事業所の指定取消し及び行政指導に係る起案文書、関係者の聞き取り書、聴聞関係書類、その他関係する文書、その他の記録全て
- (6) 特定の介護サービス事業者が運営する事業所の監査に係る当該事業者が提出、又は作成した文書、その他の記録全て
- (7) 特定の介護サービス事業者が運営する事業所の監査に係る国に提出した又は返付等書類全て

### 2 実施機関の決定及び通知

平成26年3月11日、実施機関は、開示請求に係る行政文書として次に掲げる文書を特定して開示決定するとともに、別表1に掲げる文書について「開示しない理由」欄に掲げる理由により不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 監査調書（介護保険室の職員名がわかる文書）
- (2) 茨城県ホームページ（介護保険室の職務内容がわかる文書）
- (3) 職員録（介護保険室職員が他の職務で兼務を受けたことがわかる文書）
- (4) 過去の介護サービス事業者に係る指定取消通知書
- (5) 特定の介護サービス事業者に係る指定取消通知書

### 3 異議申立て

平成26年3月12日、異議申立人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 職員名、役職など公になっている情報も含まれ、職務情報は個人の権利を害するおそれがある情報には当たらない。
- (2) 指定取消情報は告示され、プレスリリースもされている。
- (3) 指定取消しは行われており、開示することによって、事務又は業務に支障を及ぼすことはあり得ない。
- (4) 開示によって県の権利、地位に影響があったとしても県の行った行為に対する評価であり、不当に害するものに当たらない。
- (5) 県が被告である訴訟において、公開されている文書が存在する。

### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が、諮問庁意見書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

#### 1 別表1の1に掲げる文書について

別表1の1に掲げる文書に記載されている情報は、人事管理上必要となる職員個人に関する身分取扱いに係る情報であり、その内容が特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであり、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。また、当該文書に記載された人事記録は、当該職員の具体的な職務執行に係る情報には当たらないと認められるため、同条ただし書ウには該当しないものと認められる。

なお、当該文書の記載事項のうち、職員名及び役職については、既に開示済みであり、様式についても、別途情報提供済みである。

## 2 別表1の2に掲げる文書について

別表1の2に掲げる文書は、介護サービス事業者に対し、県が過去に開催した聴聞に関する文書であり、当事者の率直な意見陳述や守秘すべき法人の内部情報が含まれており、公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

また、当事者等の意見陳述・質問等の発言内容は、事後的であっても公開が前提となると、今後、聴聞の当事者等が、人格権の侵害、営業活動上の支障等を回避するために聴聞の機会を放棄する等により、聴聞の機能を低下させ、公平な行政処分を行うという事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、聴聞時の関係書類には、監査に係る事務の内容が含まれており、開示することにより、県の監査の手順や内容等が公になると、監査の内実が介護サービス事業者の知り得るところになり、今後、介護サービス事業者において、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあることから、同条第6号アに該当すると認められる。

## 3 別表1の3に掲げる文書について

別表1の3に掲げる文書は、特定の介護サービス事業者に対して県が行った指定取消しに関する文書であり、当該事業者に対して行った事情聴取の記録、指定取消しに至る内部検討資料、聴聞手続や指定取消通知といった指定取消しに至る一連の書類で構成されており、上記2と同様の理由から条例第7条第3号及び第6号アに該当すると認められる。

## 4 別表1の4に掲げる文書について

別表1の4に掲げる文書は、特定の介護サービス事業者に対して県が行った行政指導に関する文書であり、その存否を答えることにより、県が特定の介護サービス事業者に対して行政指導を行ったか否かという情報が公になる。特定の介護サービス事業者に対して行政指導が行われたという事実は、公にすることにより、当該事業者において、軽微とはいえ、違法又は不当な行為があったという事実が公となり、いわゆる風評被害により、利用者が減少するおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないものに該当する。

また、行政指導は、相手方の任意の協力によって実現されるものであり、

拘束力を有しない作用であることから、その当事者間における信頼関係の維持確保は重要といえ、行政指導を行ったか否かという情報が公になると、将来、同種の事例において、介護サービス事業者が公開されることを憂慮し、任意の協力を消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりするなど、県が必要とする情報が得られなくなることによって介護保険事業の指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条第6号に該当する。

#### 5 別表1の5に掲げる文書について

別表1の5に掲げる文書は、監査の対象となった特定の介護サービス事業者が県の帳簿書類の提出命令に応じて提出した文書である。

介護サービス事業者が作成、提出した文書においては、従業員の雇用契約書や出勤簿、利用者の心身の状況などが記載された居宅サービス計画書など、守秘すべき法人の内部情報が含まれており、公開が前提となると、今後、監査に係る当事者等が、人格権の侵害、営業活動上の支障等を回避するために書類の提出を拒む等により、介護保険事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

このため、介護サービス事業者が作成、提出した文書については、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため、条例第7条第3号に該当すると認められる。

また、監査の対象となった介護サービス事業者が提出した文書が公になると、今後、同様の監査を実施した際に、資料の提出を拒まれるなどして、実態を把握する上で必要となる資料を収集することが困難となる。そうすると、将来の監査の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、同条第6号アに該当すると認められる。

さらに、監査の対象となった介護サービス事業者が提出した文書には、不正行為の詳細な実態が記載されており、これを公にすると、同様の不正行為を企図する者などが、文書の内容を分析・研究を行うことによって不正行為が巧妙化するなど、介護保険事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同号アに該当すると認められる。

#### 6 別表1の6に掲げる文書について

別表1の6に掲げる文書は、国に提出していないため存在しない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

## 1 本件処分の妥当性について

### (1) 別表1の1に掲げる文書について

別表1の1に掲げる文書は、茨城県職員服務規程（昭和41年茨城県訓令第5号。以下「服務規程」という。）等に基づき作成される「履歴書（以下「本件行政文書1」という。）」であり、職員の氏名、生年月日、性別、本籍、現住所、採用年月日、職名、職種、学校名、試験、資格・免許、研修、採用から現在に至るまでの発令事項等が記載事項になっている。

実施機関は、本件行政文書1について、人事管理上必要となる職員個人の身分取扱いに係る情報であって、特定の個人を識別することができ、また、職員の具体的な職務遂行に係る情報には当たらないため条例第7条第2号に該当するとして不開示とする決定を行ったが、異議申立人は、職員の氏名、役職など公になっている情報も含まれ、職務の情報は個人の権利を害するおそれはないとしていることから、以下その妥当性について検討する。

#### ア 条例第7条第2号本文該当性について

条例第7条第2号では、個人に関する情報については、プライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から「特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」を原則として不開示とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にすることの必要性が認められるものを例外的に開示すべきものとしている。

本件行政文書1は、その記載事項からすると、個々の職員に関する詳細な人事記録であり、全体として、個人に関する情報であって、そこに含まれる氏名、生年月日等の記述により特定の個人を識別することができるため、同号本文に該当すると認められる。

#### イ 条例第7条第2号ただし書該当性について

条例第7条第2号ただし書アでは、法令の規定により又は慣行として公にされている情報は同号の不開示情報から除外することとしているが、職員の氏名及び職名の部分については、「職員録」に同じ情報が掲載されており、また、様式の部分については、服務規程で定められたものであってインターネット等でも公開されているため、慣行として公にされていると認められる。

しかし、実施機関は本件請求に対する決定として「監査調書」の「職員名簿」を開示しており、それを見分すれば、職員の氏名及び職名の部分と同じ情報を得られること、また、様式の部分についても情報提供として異議申立人に提供していることからすると、本件行政文書1においてこれらの部分を開示することに有意性は認められない。

次に、同号ただし書ウでは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、同号の不開示情報から除外することとしているが、本件行政文書1は、個々の職員に関する詳細な人事記録であることから、当該職員の職務遂行に係る情報とは認められず、同号ただし書ウに該当しない。

#### ウ 小括

以上により、本件行政文書1を不開示とした決定は、妥当であると判断する。

### (2) 別表1の2に掲げる文書について

別表1の2に掲げる文書は、過去、介護サービス事業者に対して行った聴聞に関する文書であって、当該事業者ごとに作成又は取得しており、別表2に掲げる文書（以下「本件行政文書2」という。）に分類され、その内容は、同表「記録されている情報の内容」に整理される。

実施機関は、本件行政文書2について、守秘すべき法人の内部情報が含まれており、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号に該当するとし、また、聴聞は、事後であっても公開を前提に行うと、聴聞の当事者等が聴聞の機会を放棄するなどして聴聞の機能が低下するおそれや、県の監査手順や内容等が公になって介護サービス事業者が容易に違法・不当な行為に及ぶおそれや、県がそれらの行為を発見するのが困難になるおそれなど、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため同条第6号アに該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対して異議申立人は、指定取消しに関する情報は公になっているため開示することによる事務又は業務に支障を及ぼすことはないとしていることから、以下その妥当性について検討する。

#### ア 介護保険法における事業所指定について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく保健医療サービス及び福祉サービスを提供する場合には、サービスの種類及び当該サービス事業を行う事業所ごとに、都道府県知事の指定を受けなければならない。この指定を受けた介護サービス

事業者は、法令に定められた人員、設備及び運営基準等（以下「指定基準」という。）を遵守してサービスを提供するよう努めなければならないが、指定基準に従って適正な事業運営を行っていないと認められる場合には、「茨城県介護保険施設等監査要綱（以下「要綱」という。）」に基づき監査を実施した上で、指定基準を遵守するよう勧告することができ、正当な理由なく勧告された措置を講じない場合には、措置を講じるよう命令することができる。この命令に従わない場合には、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部を停止することができ、悪質な不正請求等の場合には、勧告、命令を経ずに、指定の取消し等を行うことができることとされている。

#### イ 聴聞の手続について

行政手続法（平成5年法律第88号）では、行政庁が許認可等を取り消すといった不利益処分をしようとする場合には、当該処分の名あて人となるべき者（以下「当事者」という。）の権利保護を図る観点から、聴聞の手続を執らなければならないとされている。これは、審理の場を設定した上で、当事者又は参加人（以下「当事者等」という。）に口頭による意見陳述・質問等の機会を与え、不利益処分の原因となる事実について当事者等の主張に理由があるかどうかについて、公正・中立な立場で聴聞の主宰者が報告書を作成するものであって、当事者等のプライバシーが侵害されるおそれに対する配慮から、審理は、原則的に非公開で行われる。

そして、法に基づく指定基準の違反等においては、介護サービス事業者が命令又は指定の取消し等の処分に該当すると認められる場合に聴聞の手続を行うこととされている。

#### ウ 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号では、県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、これを不開示としている。

本件行政文書2は、過去、介護サービス事業者に対して行った聴聞に関する一連の文書であるから、全体として、県の機関が行う事務に関する情報であると認められる。

別表2の「記録されている情報の内容」で実施機関が同号に該当するとした部分のうち、代理人の氏名及び住所等といった特定の個人を識別することができる部分並びに当事者等の陳述内容等の部分につい



ては、これを公にすると、当該個人がプライバシーを侵害されることを憂慮して、聴聞の審理に出席することをためらったり、陳述を控えたりするなどして、十分な審理を尽くすことができなくなるおそれがある。その結果、聴聞の機能を低下させ、公正な処分を確保することができなくなるなど、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

エ 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号では、法人等の自由な事業活動等を保護する観点から、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（同号ア）及び法人等が非公開の条件を付して任意に提供した情報（同号イ）を原則として不開示としている。

別表2の「記録されている情報の内容」で実施機関が同号に該当するとした部分のうち、上記ウにおいて同条第6号に該当すると判断したものを除いて検討すると、当事者の印影の部分は、これを使用して作成・提出された文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有する法人代表者の印影であり、これを公にすると、偽造等に悪用されるなど、介護サービス事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

オ 小括

以上により、本件行政文書2を不開示とした決定は、別表2の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分については妥当であるが、その他の部分については、条例第7条第3号及び第6号のいずれにも該当しないため、これを取り消し、開示すべきであると判断する。

(3) 別表1の3に掲げる文書について

別表1の3に掲げる文書は、特定の介護サービス事業者が運営する事業所の指定取消しに関する文書（ただし、指定取消通知書は除く。）であって、別表3に掲げる文書（以下「本件行政文書3」という。）に分類され、その内容は、同表「記録されている情報の内容」に整理される。

実施機関は、本件行政文書3について、当事者の率直な意見陳述や守秘すべき法人の内部情報が含まれており、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号に該当するとし、また、県の監査手順や内容等が公になると、介護サービス事業者が容易に違法・不当な行為に及ぶおそれや、県がそ

これらの行為を発見するのが困難になるおそれなど、事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため同条第6号アに該当するとして不開示とする決定を行ったが、異議申立人は、指定取消しに関する情報は公になっているため開示することによる事務又は業務に支障を及ぼすことはないとしていることから、以下その妥当性について検討する。

ア 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書3は、特定の介護サービス事業者が運営する事業所に対して実施機関が行った指定取消しに関する文書であるから、全体として、県の機関が行う事務に関する情報であると認められる。

別表3の「記録されている情報の内容」で実施機関が条例第7条第6号アに該当するとした部分のうち、聴取対象者の氏名及び生年月日等といった特定の個人を識別することができる部分並びに聴取対象者から聴取した内容等の部分については、これを公にすると、将来同種の監査を実施する場合において、具体的な証言内容が公表されることを懸念した関係者から正確かつ詳細な情報を取得することや監査に協力を得ることが困難になるなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号アに該当すると認められる。

イ 条例第7条第3号該当性について

実施機関が条例第7条第3号に該当するとした部分のうち、上記アにおいて同条第6号に該当すると判断したものを除いて検討すると、実施機関が本件請求に対する決定として開示した指定取消通知書に記載されている情報や、指定取消しの処分に至る過程で実施機関が行った監査の実施等に関する情報であることから、これらを公にしても、特定の介護サービス事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

ウ 小括

以上により、本件行政文書3を不開示とした決定は、別表3の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分については妥当であるが、その他の部分については、条例第7条第3号及び第6号のいずれにも該当しないため、これを取り消し、開示すべきであると判断する。

(4) 別表1の4に掲げる文書について

別表1の4に掲げる文書は、仮に存在するとすれば、特定の介護サービス事業者が運営する事業所（ただし、指定取消しになった事業所は除

く。以下この項において同じ。) に対して実施機関が行った行政指導に関する文書(以下「本件行政文書4」という。)である。

実施機関は、本件行政文書4の存否を答えることにより、特定の介護サービス事業者が運営する事業所に対して行政指導を行ったか否かという情報(以下「本件存否情報」という。)が公になるため、当該事業所において、軽微とはいえ、違法又は不当な行為があったという事実が公となり、風評被害により利用者が減少するおそれがあるなど、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号に該当するとし、また、行政指導は、相手方の任意の協力によって実現されるものであり、拘束力を有しない作用であることから、将来、同種の事例において、介護サービス事業者が公開されることを憂慮し、任意の協力を消極的になり、事実をありのままに報告することをためらったり、資料の提出を拒んだりするなど、県が必要とする情報が得られなくなることによって介護保険事業の指導の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり同条第6号に該当するとして条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とする決定を行ったことから、以下その妥当性について検討する。

#### ア 条例第7条第3号該当性について

仮に本件行政文書4が存在すると応答した場合には、特定の介護サービス事業者が運営する事業所に対して実施機関が行政指導を行ったという情報が公になるため、当該事業所には何らかの問題があったのではないかとの風評が広がり、そのことにより、特定の介護サービス事業者には、信用、社会的評価等が低下したり、当該事業所の利用者が減少するなど経営上の不利益が生じるおそれがある。

よって、本件存否情報は、公にすることにより、特定の介護サービス事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから条例第7条第3号アに該当すると認められ、同号ただし書に該当する事情は認められない。

#### イ 小括

以上により、本件行政文書4について、その存否を答えるだけで条例第7条第3号アの不開示情報を開示することになるので、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否した決定は、妥当であると判断する。

なお、本件行政文書4を不開示としたことの妥当性については上記のとおりであるから、実施機関の主張する条例第7条第6号該当性については、判断しない。

(5) 別表1の5に掲げる文書について

別表1の5に掲げる文書は、特定の介護サービス事業者が運営する指定取消しになった事業所の監査において、当該事業者が実施機関に提出した文書であって、別表4に掲げる文書（以下「本件行政文書5」という。）に分類され、その内容は、同表「記録されている情報の内容」に整理される。

実施機関は、本件行政文書5について、従業員の雇用契約書や出勤簿、利用者の心身の状況などが記載された居宅サービス計画書など、守秘すべき法人の内部情報が含まれており、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第7条第3号に該当するとし、また、将来の監査の適正な遂行に支障が生じたり、不正行為が巧妙化したりするなど、介護保険事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条第6号アに該当するとして不開示とする決定を行った。

これに対して異議申立人は、指定取消しに関する情報は公になっているため開示することによる事務又は業務に支障を及ぼすことはないとしていることから、以下その妥当性について検討する。

ア 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書5は、特定の介護サービス事業者が運営する指定取消しになった事業所の監査において、当該事業者が実施機関に提出した文書であるから、県の機関が行う事務事業に関する情報であると認められる。

別表4の「記録されている情報の内容」で実施機関が条例第7条第6号に該当するとした部分のうち、利用者や従業員の氏名及び生年月日等といった特定の個人を識別することができる部分並びに利用者の要介護の状況や従業員の給料の支給額等といった通常他人に知られたくない情報の部分については、これらを公にすると、介護保険制度の信用が低下したり、利用者や従業員が減少するなどして、当該制度の本来の目的である国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることができなくなり、県の機関が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると認められる。

イ 条例第7条第3号該当性について

実施機関が条例第7条第3号に該当するとした部分のうち、上記アにおいて同条第6号に該当すると判断したものを除いて検討すると、通帳に記載された取引先及び入出金・残高等の部分並びに総勘定元帳に記載された勘定科目及び金額等の部分については、特定の介護サー

ビス事業者の内部情報であることを考慮すると、当該事業者はみだりにこれを公開されない利益を有するといふべきであつて、これらを公にすると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

#### ウ 小括

以上により、本件行政文書5を不開示とした決定は、別表4の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分については妥当であるが、その他の部分については、条例第7条第3号及び第6号のいずれにも該当しないため、これを取り消し、開示すべきであると判断する。

#### (6) 別表1の6に掲げる文書について

別表1の6に掲げる文書は、特定の介護サービス事業者が運営する指定取消しになった事業所の監査において、当該事業者から提出のあつた文書のうち、実施機関が国に提出した文書又は国から返付のあつた文書（以下「本件行政文書6」という。）である。

実施機関は、本件行政文書6について、国に提出していないため存在しないとして不開示とする決定を行っていることから、以下その妥当性について検討する。

#### ア 本件行政文書6の保有の有無について

実施機関は、本件行政文書6について、国に提出していないため存在しないとしているが、監査の方法等を定めた要綱を見分しても、監査対象となった介護サービス事業者から取得した文書を国に提出する旨の定めはないことから、実施機関が国に提出していないため存在しないとする理由には、不自然・不合理な点は認められない。

#### イ 小括

以上により、本件行政文書6は存在しないとして不開示とした決定は、妥当であると判断する。

#### 2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件異議申立てに係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内 容
平成26年	3月	27日	諮問受理
平成26年	4月	30日	諮問庁意見書受理
平成27年	1月	20日	審査（平成26年度第4回審査会第一部会）
平成27年	3月	12日	審査（平成26年度第5回審査会第一部会）
平成27年	4月	22日	審査（平成27年度第1回審査会第一部会）
平成27年	5月	27日	審査（平成27年度第2回審査会第一部会）
平成27年	7月	2日	審査（平成27年度第3回審査会第一部会）
平成27年	9月	3日	審査（平成27年度第4回審査会第一部会）
平成27年	10月	19日	審査（平成27年度第5回審査会第一部会）
平成27年	11月	25日	審査（平成27年度第6回審査会第一部会）

別表 1

番号	行政文書の名称	開示しない理由
1	履歴書（職務経歴書に相当する文書）	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため。</p>
2	過去全ての介護サービス事業者の聴聞時の関係文書（指定取消通知書を除く）	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号ア該当</p> <p>県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。</p> <p>ア 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>
3	特定の介護サービス事業者が運営する事業所の指定取消しに係る起案文書、関係者の聞き取り書、聴聞関係書類、その他関係する文書、その他の記録全て（指定取消通知書を除く）	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため。</p>

		<p>条例第7条第6号ア及びイ該当</p> <p>県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。</p> <p>ア 監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 争訟に係る事務に関し、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>
4	<p>特定の介護サービス事業者が運営する事業所の行政指導に係る起案文書、関係者の聞き取り書、聴聞関係書類、その他関係する文書、その他の記録全て</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>当該文書の存否を答えること自体が、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、第7条第3号の規定により不開示とすべき情報を開示することになるので存否を答えることはできないが、仮に当該文書が存在するとしても、第7条第3号の規定により不開示となる文書である。</p>
5	<p>特定の介護サービス事業者が運営する事業所の監査に係る当該事業者が提出、又は作成した文書、その他の記録全て</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもののため。</p> <p>条例第7条第6号ア及びイ該当</p> <p>県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂</p>



		<p>行に支障を及ぼすおそれがあるもののため。</p> <p>ア 監査に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 争訟に係る事務に関し, 県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p>
6	特定の介護サービス事業者が運営する事業所の監査に係る国に提出した又は返付等書類全て	当該文書は, 国に提出していないため存在しない。

別表 2

行政文書の名称	実施機関が不開示とした部分		不開示が妥当な部分
	記録されている情報の内容	該当条文（第7条）	
聴聞通知書	当事者の氏名	第3号	
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	予定される不利益処分の内容	第3号 第6号ア	
	根拠となる法令の条項	第3号 第6号ア	
	不利益処分の原因となる事実	第3号 第6号ア	
	聴聞の期日及び場所	第6号ア	
	聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	第6号ア	
聴聞の主宰者について (通知)	聴聞の主宰者名	第6号ア	
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	聴聞の期日及び場所	第6号ア	
代理人資格証明書	当事者の氏名、住所及び印影	第3号	当事者の印影（第3号）
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	代理人の氏名及び住所	第3号	代理人の氏名及び住所（第6号）

代理人資格喪失届出書	当事者の氏名，住所及び印影	第3号	当事者の印影（第3号）
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	代理人の氏名及び住所	第3号	代理人の氏名及び住所（第6号）
聴聞手続参加許可申請書	当事者の氏名，住所及び印影	第3号	当事者の印影（第3号）
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	参加人の氏名，住所等及び申請者との関係	第3号	参加人の氏名，住所等及び申請者との関係（第6号）
	参加の理由	第3号	
聴聞手続参加許可通知書	参加人の氏名	第3号	参加人の氏名（第6号）
	主宰者の職名，氏名及び印影		第6号ア
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
補佐人出頭許可申請書	当事者の氏名，住所及び印影	第3号	当事者の印影（第3号）
	聴聞の件名	第3号 第6号ア	
	補佐人の氏名，住所等及び申請者との関係	第3号	補佐人の氏名，住所等及び申請者との関係（第6号）
	補佐人に確認させようとする事項	第3号	

補佐人出頭許可通知書	当事者の氏名	第3号	
	主宰者の職名, 氏名及び印影		第6号ア
	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	補佐人の氏名	第3号	補佐人の氏名 (第6号)
	聴聞の期日及び場所		第6号ア
聴聞期日(場所)変更申出書	当事者の氏名, 住所及び印影	第3号	当事者の印影 (第3号)
	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	変更の理由	第3号	
聴聞期日(場所)変更通知書	当事者の氏名	第3号	
	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	聴聞の期日及び場所		第6号ア
資料閲覧請求書	当事者の氏名, 住所及び印影	第3号	当事者の印影 (第3号)
	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	閲覧しようとする資料の名称又は内容	第3号	第6号ア
資料閲覧承認通知書	当事者の氏名	第3号	
	閲覧を求める資料の名称	第3号	第6号ア
	閲覧の日時及び場所		第6号ア
	閲覧を担当する組織		第6号ア

聴聞続行通知書	当事者の氏名	第3号	
	主宰者の職名、氏名及び印影		第6号ア
	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	聴聞の期日及び場所		第6号ア
聴聞調書	聴聞の件名	第3号	第6号ア
	主宰者の職名、氏名及び印影		第6号ア
	聴聞の期日及び場所		第6号ア
	聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人等の住所及び氏名	第3号	聴聞の期日に出頭した補佐人及び参加人の住所及び氏名 (第6号)
	聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人等の住所及び氏名並びに理由	第3号	聴聞の期日に出頭しなかった補佐人及び参加人の住所及び氏名並びに理由 (第6号)
	当事者及び参加人の陳述の要旨	第3号	第6号ア 当事者及び参加人の陳述の要旨 (第6号)
	行政庁職員の職名及び氏名		第6号ア
	行政庁職員の陳述の要旨	第3号	第6号ア 行政庁職員の陳述の要旨 (第6号)
	提出された証拠書類等の件名	第3号	第6号ア
その他参考となるべき事項	第3号	第6号ア	

報告書	主宰者の氏名	第 6 号ア		
	聴聞の件名	第 3 号	第 6 号ア	
	主宰者の意見	第 3 号	第 6 号ア	
	不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張	第 3 号	第 6 号ア	不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張 (第 6 号)
	主宰者の意見についての理由	第 3 号	第 6 号ア	
聴聞調書閲覧請求書	当事者の氏名, 住所及び印影	第 3 号	当事者の印影 (第 3 号)	
	聴聞の件名	第 3 号	第 6 号ア	
	閲覧しようとする聴聞調書 (報告書)	第 3 号	第 6 号ア	
聴聞調書閲覧承認通知書	当事者の氏名	第 3 号		
	主宰者の氏名	第 6 号ア		
	閲覧を認める聴聞調書	第 3 号	第 6 号ア	
	閲覧の日時及び場所	第 6 号ア		
	閲覧を担当する組織	第 6 号ア		

別表 3

行政文書の名称	実施機関が不開示とした部分		不開示が妥当な部分
	記録されている情報の内容	該当条文（第7条）	
指定居宅サービス事業者等の監査の実施について（平成25年4月22日付け通知）	相手方の氏名等	第3号 第6号ア	
	対象事業所名	第3号 第6号ア	
	監査の日時及び場所	第3号 第6号ア	
	監査担当者及び問合せ先	第6号ア	
	監査の確認事項	第3号 第6号ア	
指定居宅サービス事業者等に対する帳簿書類の提出について（平成25年4月22日付け通知）	相手方の氏名等	第3号 第6号ア	
	対象事業所名	第3号 第6号ア	
	帳簿書類の内容及び期間	第3号 第6号ア	
	提出期限	第6号ア	

特定の介護サービス事業者の監査実施経過について（平成25年4月25日付け報告・連絡書）	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	監査の日時及び場所	第3号	第6号ア	
	帳簿書類の名称	第3号	第6号ア	
	帳簿書類借受け時の立会者氏名とその状況	第3号	第6号ア	帳簿書類借受け時の立会者氏名とその状況（第6号ア）
	聴取対象者の職氏名	第3号	第6号ア	聴取対象者の職氏名（第6号ア）
	聴取対象者からの聴取内容	第3号	第6号ア	聴取対象者からの聴取内容（第6号ア）
	今後の予定	第3号	第6号ア	今後の予定（第6号ア）
質問てん末書	聴取対象者の職氏名等	第3号	第6号ア	聴取対象者の職氏名等（第6号ア）
	質問及び回答	第3号	第6号ア	質問及び回答（第6号ア）
	質問者及び記録者の職氏名		第6号ア	
指定居宅サービス事業者等の監査の実施について（平成25年6月13日付け通知）	相手方の氏名等	第3号	第6号ア	
	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	監査の日時及び場所		第6号ア	
	監査担当者及び問合せ先		第6号ア	
	聴取対象者の職氏名	第3号	第6号ア	聴取対象者の職氏名（第6号ア）
	監査の確認事項	第3号	第6号ア	



特定の介護サービス事業者の監査実施経過について（平成25年6月21日付け報告・連絡書）	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	監査の日時及び場所	第3号	第6号ア	
	聴取対象者の氏名等	第3号	第6号ア	聴取対象者の氏名等（第6号ア）
	聴取対象者からの聴取内容	第3号	第6号ア	聴取対象者からの聴取内容（第6号ア）
	今後の予定		第6号ア	今後の予定（第6号ア）
特定の介護サービス事業者に対する監査結果の通告及び聴聞の日程調整依頼等について（平成25年8月26日付け報告・連絡書）	来訪者の職氏名	第3号	第6号ア	来訪者の職氏名（第6号ア）
	県担当者の職氏名		第6号ア	
	予定している処分内容	第3号	第6号ア	
	来訪者との主なやりとり	第3号	第6号ア	来訪者との主なやりとり（第6号ア）
特定の介護サービス事業者に対する処分通知の事前連絡等について（平成25年11月28日付け報告・連絡書）	来訪者の氏名	第3号	第6号ア	来訪者の氏名（第6号ア）
	県担当者の職氏名		第6号ア	
	事前連絡の内容	第3号	第6号ア	
	来訪者の発言内容	第3号	第6号ア	来訪者の発言内容（第6号ア）

特定の介護サービス事業者に対する指定取消し処分通知書の交付等及び記者会見について (平成25年12月4日付け報告・連絡書)	来庁者の氏名等	第3号	第6号ア	来庁者の氏名等(第6号ア)
	県担当者の職氏名		第6号ア	
	来庁者の発言内容	第3号	第6号ア	来庁者の発言内容(第6号ア)
	県担当者の発言内容	第3号	第6号ア	
	記者発表資料	第3号	第6号ア	
	報道機関名	第3号	第6号ア	
	記者会見時の質疑内容	第3号	第6号ア	
指定居宅介護支援事業者の指定取消しに当たっての留意事項について (平成25年12月4日付け通知)	法人名及び代表者名	第3号		
	指定取消しに当たっての留意事項		第6号ア	
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の取消しについて (平成25年12月4日付け通知)	関係機関名	第3号	第6号ア	
	対象事業者名等	第3号	第6号ア	
	対象事業所名等	第3号	第6号ア	
	指定取消年月日	第3号	第6号ア	
	指定取消しの理由	第3号	第6号ア	
	欠格事由該当者	第3号	第6号ア	
茨城県告示第1344号	指定取消しの対象事業所名等	第3号	第6号ア	

保険者別返還金一覧	保険者名	第3号	第6号ア	
	事業所名	第3号	第6号ア	
	返還金の額	第3号	第6号ア	
サービス担当者会議の出席が疑われる者一覧表	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名（第6号ア）
	開催日	第3号	第6号ア	
	従業者の職氏名	第3号	第6号ア	従業者の職氏名（第6号ア）
	疑いの理由	第3号	第6号ア	
居宅介護支援経過の記載内容における相違点	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名（第6号ア）
	居宅介護支援経過の記載内容	第3号	第6号ア	
	居宅サービス計画等の内容	第3号	第6号ア	
	相違点	第3号	第6号ア	
アセスメント・サービス担当者会議	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	実施件数	第3号	第6号ア	
	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名（第6号ア）

モニタリング実施状況	対象事業所名	第3号	第6号ア	
	実施日	第3号	第6号ア	
	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名（第6号ア）

別表 4

行政文書の名称	実施機関が不開示とした部分			不開示が妥当な部分
	記録されている情報の内容	該当条文（第7条）		
介護保険要介護認定等 申請書	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等（第6号）
	施設名，医療機関名等	第3号	第6号ア	施設名，医療機関名等（第6号）
介護保険要介護認定・要 支援認定等結果通知書	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等（第6号）
	認定の結果及び有効期限等	第3号	第6号ア	認定の結果及び有効期限等（第6号）
	認定等を行った市区町村名等	第3号	第6号ア	
介護保険要介護状態区 分変更通知書	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等（第6号）
	認定の結果	第3号	第6号ア	認定の結果（第6号）
	変更を行った市区町村名等	第3号	第6号ア	
介護保険被保険者証	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等（第6号）
	要介護状況区分等	第3号	第6号ア	要介護状況区分等（第6号）
	居宅サービス等	第3号	第6号ア	居宅サービス等（第6号）
	保険者の名称等	第3号	第6号ア	
居宅サービス計画・介護 予防サービス計画作成 依頼（変更）届	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等（第6号）
	事業所の名称及び所在地等	第3号	第6号ア	

居宅介護支援計画等の作成依頼について	被保険者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名及び住所等 (第6号)
	介護扶助における認定結果等	第3号	第6号ア	介護扶助における認定結果等 (第6号)
	市区町村名等	第3号	第6号ア	
アセスメント	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名 (第6号)
	利用者の介護情報等	第3号	第6号ア	利用者の介護情報等 (第6号)
重要事項説明書, 契約約款及び契約書	利用者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	利用者の氏名及び住所等 (第6号)
	契約の内容等	第3号	第6号ア	
居宅サービス計画書(第1表から第5表まで及びモニタリング)	利用者の氏名及び住所等	第3号	第6号ア	利用者の氏名及び住所等 (第6号)
	利用者等の意向	第3号	第6号ア	利用者等の意向 (第6号)
	援助の方針, 目標及び内容	第3号	第6号ア	援助の方針, 目標及び内容 (第6号)
	サービスの内容	第3号	第6号ア	サービスの内容 (第6号)
	サービス担当者会議の要点	第3号	第6号ア	サービス担当者会議の要点 (第6号)
	居宅介護支援の経過	第3号	第6号ア	居宅介護支援の経過 (第6号)
	モニタリングの内容	第3号	第6号ア	モニタリングの内容 (第6号)

利用者基本票	被保険者の氏名	第3号	第6号ア	被保険者の氏名(第6号)
	保険者名	第3号	第6号ア	
	入居日等	第3号	第6号ア	入居日等(第6号)
	要介護状況区分等	第3号	第6号ア	要介護状況区分等(第6号)
	居宅介護支援事業所名等	第3号	第6号ア	
	市町村担当部署等	第3号	第6号ア	
居宅介護支援介護給付費明細書	居宅介護支援事業者の名称等	第3号	第6号ア	
	被保険者の氏名等	第3号	第6号ア	被保険者の氏名等(第6号)
	給付費明細等	第3号	第6号ア	給付費明細等(第6号)
請求書	利用者の氏名	第3号	第6号ア	利用者の氏名(第6号)
	サービスの内容及び料金	第3号	第6号ア	サービスの内容及び料金(第6号)
振替結果データ明細照会	預金者の氏名及び金融機関名等	第3号	第6号ア	預金者の氏名及び金融機関名等(第6号)
	振替金額	第3号	第6号ア	振替金額(第6号)
通帳	年月日, 摘要, お支払い金額, お預り金額, 差引残高及び備考	第3号	第6号ア	入出金額(第3号)
総勘定元帳	日付, 相手科目, 摘要, 借方, 貸方及び残高	第3号	第6号ア	日付, 相手科目, 摘要, 借方, 貸方及び残高(第3号)

資格証(介護福祉士登録証, 介護支援専門員証, 修了証書, 修了証明書, 看護師免許証, 准看護師免許証)	資格の名称	第3号	第6号ア	
	資格者の氏名及び生年月日等	第3号	第6号ア	資格者の氏名及び生年月日等(第6号)
	発行機関名等	第3号	第6号ア	
賃金台帳	氏名, 生年月日及び住所等	第3号	第6号ア	氏名, 生年月日及び住所等(第6号)
	出勤日数及び支給額等	第3号	第6号ア	出勤日数及び支給額等(第6号)
スタッフ勤務シフト	スタッフの氏名	第3号	第6号ア	スタッフの氏名(第6号)
	勤務シフトの内容	第3号	第6号ア	勤務シフトの内容(第6号)
出勤簿	スタッフの氏名	第3号	第6号ア	スタッフの氏名(第6号)
	勤務状況	第3号	第6号ア	勤務状況(第6号)